

「経済・財政一体改革推進委員会」の設置について

平成 27 年 6 月 30 日
経済財政諮問会議

1. 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に盛り込まれた「経済・財政再生計画」を着実に実行するため、経済財政諮問会議の下に、専門調査会として「経済・財政一体改革推進委員会」（以下「推進委員会」という）を設置する。

推進委員会においては、以下の取組を進め、経済財政諮問会議に報告する。

- (1) 集中改革期間を中心とする経済・財政一体改革の進め方について、主要歳出分野ごとに K P I を設定するとともに、改革工程表を作成する。
- (2) 歳出改革（「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」）への取組を促進するため、関係府省及び予算当局と連携し、予算編成過程から P D C A を回す仕組みを構築する。
- (3) 改革工程表に基づき、毎年度、進捗管理・点検・評価を行い、結果をその後の改革に反映する。2018 年度には経済・財政一体改革の中間評価を行う。

2. 取組に当たっての留意点

- (1) 関係府省や関係団体、地方自治体等と連携し、計画に掲げた事項に関する検討・取組状況についてヒアリング、意見交換を行いつつ取組を進める。
- (2) 予算の所管府省が自治体に対して設定を求めた、パフォーマンス指標（国から地方への財政移転を伴う予算についての指標）の検討・分析を行う。
- (3) 各府省の取組を毎年度評価するに当たっては、各府省が明らかにする改革効果に関する定量的試算やエビデンスを活用するほか、1800 市町村の行財政データの「見える化」、各種指標の収集・整理を行い、検討・分析を行う。また、既存の行政評価や評価機関評価等とも連携する。

3. 推進委員会の構成

- (1) 推進委員会は、経済財政諮問会議有識者議員及び有識者により構成する。
- (2) 推進委員会のもとに、①社会保障、②非社会保障、③制度・地方行財政の分野別にワーキング・グループを置き、具体的検討を進める。
- (3) 各ワーキング・グループでは分野毎の議論を深める。推進委員会では、経済・財政再生計画全体を俯瞰・横断する視点から議論を整理・調整する。